

患者向けスマートフォンアプリで 「らくらく会計」をご利用される方へ

- ・クレジットカードの事前登録が必要です。
- ・一部ご利用できない方もいらっしゃいます。
(交通事故、労災保険で受診の方、妊婦検診等の補助券を使用される方や自立支援医療等会計後に管理票への記載手続きが必要となる方等)
- ・診察当日の朝らくらく会計の通知が届きますので、後払い希望の場合は設定ください。
(未設定の場合、「③計算受付」で診察終了の旨をお伝えいただき、料金計算後、「④支払い窓口」にてお支払いください。)

【注意事項】

●公費をお持ちの方へ

自己負担額上限額管理票（指定難病、小児慢性特定疾病、自立支援【更生・育成、精神】、肝炎などの公費）をお持ちの方は、精算後に管理票の記載が必要ですので、「らくらく会計」は使用しないでください。これまで通り、料金計算後、支払窓口にてお支払いください。もし、「らくらく会計」のアプリを使用された場合、管理票記入が当日はできません。その結果、薬局で先にお支払い等を済ませ、自己負担額が月額の上限を超えてしまった場合、ご自身で償還払いの手続きを行っていただくこととなります。（自立支援【更生・育成、精神】は償還払いの手続きもできないので、特にお気をつけください。）

●領収書・診療明細書の発行を希望される方へ

領収書・診療明細書について、発行を希望される方は、平日8:30~17:00に『【らくらく会計専用】領収書・明細書発行機』へお越しください。ご自身の操作で領収書・診療明細書を発行いただけます。（クレジットカードからの決済は受診日から6日後の予定ですので、受診日より7日後以降にお越しください。なお、『【らくらく会計専用】領収書・明細書発行機』の操作が難しい方は、「④支払い窓口」にお申し出ください。郵送はしていません。また一度に大量の発行を希望されますと、かなり印刷に時間がかかります。診察前の空き時間など、時間に余裕を持ってお越しください。）

●クレジットカードでの決済について

アプリに登録いただいたクレジットカードからの決済は、受診日から6日後の予定です。下記イ、ロ、ハなどのケースはシステム上、決済が出来ません。後日、来院時にお支払いをお願いいたします。ご来院が難しい場合は平日8:30~17:00に医事課 総合受付（0857-37-1522）までご相談ください。

イ.登録いただいたクレジットカードの限度額等により決済が出来なかった場合。
※後日、カードの限度額等を引き上げられても、当該受診日分については再度「らくらく会計」のアプリからのクレジットカード決済はできません。（カードの限度額等により決済が出来なかった場合、アプリにメッセージが表示されます。）

ロ.確認事項等が生じたため、やむを得ず受診日から7日後以降に会計計算となった場合。

ハ.個人負担金が発生しない場合は、決済通知はありません。領収書の発行については「④支払い窓口」にお越しください。

2023年4月作成